

静岡県告示第476号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月1日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称	所在地	売りさばき所の位置	名称	所在地	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
一般財団法人 静岡県交通安 全協会大仁地 区支部	伊豆の国市大 仁680番地の1	伊豆の国市大仁 680番地の1 大仁警察署内	一般財団法人 静岡県交通安 全協会伊豆中 央地区支部	伊豆の国市三 福239番地の4	伊豆の国市三福 239番地の4 伊豆中央警察署 内
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年8月28日から施行する。